

# 防災街区整備地区計画区域内に建築等をされる皆様へ

## ○防災街区整備地区計画区域内の行為の届出

都市計画決定された防災街区整備地区計画区域内で、次に掲げる行為をする際には、事前に届出をすることが義務づけられています。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項)

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物及び工作物（以下、「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転  
〔ただし、仮設建築物及び屋外広告物で表示面積が1㎡以下かつ、高さ3m以下のものは届出不要です。〕
3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は、色彩その他の意匠の変更
5. 木竹の伐採

## ○届出様式

1. 届出用紙「防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書 第4号様式（第23条第1項関係）」
  - ① 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
  - ② 地区計画の内容に照らし、必要な事項について記入してください。
2. 添付図書

**案内図**、**求積図**（敷地面積、建築面積、床面積、容積対象床面積）、**配置図**、**各階平面図**、**立面図**（2面以上、外壁の予定される色彩を文字で明示）

※代理者が届出を行う場合は、**委任状**が必要となります。

※各地区計画決定告示日における敷地面積最低限度を下回る敷地につきましては、

**登記簿謄本**、**公図**の写しを添付してください。

※建築物の構造に関する防火上の制限を受ける場合は、**耐火リスト・準耐火リスト**を添付してください。

※建蔽率の緩和を適用している場合は、**耐火リスト・準耐火リスト**を添付してください。

- ① 縮尺は原則として1/100としてください。  
建築確認が必要なものは、建築確認申請用の図面と同じものを添付してください。
- ② 届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

## ○届出先・届出時期

1. 届出先 江戸川区長 / 担当窓口 都市開発部 都市計画課 都市計画係  
TEL 03-5662-6369（直通電話）
2. 届出時期 建築確認申請を要するものは、建築確認申請前かつ、工事着手の30日前までに届出をしてください。
3. 届出部数 A4ホチキス留めしたものを**1部**提出してください。  
**※届出済の写しが必要な方は届出書の写し、若しくは副本をお持ちください。**
4. 審査結果 届出の審査結果報告は電話にてお伝えいたします。  
**※連絡先を忘れずに記載ください。**